

令和 4 年 度

垂水市財政健全化判断比率及び公営企業
(法非適用) 資金不足比率審査意見書

垂水市監査委員

令和 4 年度垂水市財政健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象 財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間 令和 5 年 7 月 26 日 から 令和 5 年 8 月 3 日まで

第3 審査の方法

この審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率	令和 4 年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	(△ 7.52%) —	14.70%	
連結実質赤字比率	(△ 29.83%) —	19.70%	
実質公債費比率	8.5%	25.0%	
将来負担比率	(△ 13.7%) —	350.0%	

※ 表の当年度の比率の欄の上段の () 書きは、算出結果の比率が負数(比較対象外)であるものを、参考値として表示したものである。

(2) 個別意見

一般会計等においての実質赤字比率は、黒字であるため実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナスである。また、すべての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、実質赤字額がなく、連結実質赤字比率もマイナスとなっており、良好な状態を示している。実質公債費比率は、前年度の 8.3 % から 8.5 % と増加しているが、早期健全化基準には程遠いため問題はない。

将来負担比率は、将来負担額となる地方債の現在高の減に加え、充当可能財源等となる基金のうち垂水市財政調整基金等の増により、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、実質的な将来負担額がなく比率はマイナスである。

健全化判断比率の 4 つの指標については、いずれも早期健全化基準を下回っており、基準以上になった場合に義務付けられる財政健全化計画策定の必要はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 4 年度公営企業会計（法非適用）資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- ・ 地方卸売市場特別会計
- ・ 漁業集落排水処理施設特別会計
- ・ 簡易水道事業特別会計

第2 審査の期間 令和 5 年 7 月 26 日 から 令和 5 年 8 月 3 日まで

第3 審査の方法

この審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

会 計 名	令和 4 年度	経営健全化基準	備 考
地方卸売市場特別会計	(△ 24.21 %) —	20.0%	
漁業集落排水処理施設 特 別 会 計	(△ 27.72 %) —	20.0%	
簡易水道事業特別会計	(△ 20.10 %) —	20.0%	

※ 表の当年度の比率の欄の上段の（ ）書きは、算出結果の比率が負数（比較対象外）であるものを、参考値として表示したものである。

(2) 個別意見

すべての会計において、資金不足額が算出されず、良好な状態であると認めた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。